

カナダ先住民と土地財産権

—リルワットネーション居留地におけるコモنزの形成と衰退—

根本 昌彦

(日本木材総合情報センター)

カナダ、ブリティッシュ・コロンビア州の先住民リルワットネーションの居留地を対象として財産権（土地権）の形成と変動の過程を記述した。先住民社会の共同体的側面と西洋近代的なカナダ社会とを対抗軸としながらコモنزの成立条件の一端を明らかにすることが目的である。

リルワット先住民はカナダ法制度下の居留地において「法律上」の規定とは別に慣習的な財産権を「事実上」形成した。そこでは先住民の「伝統」を基礎にした総有的、内発的な制度の発展がみられた。しかし、1960年代以降の急激な商品経済の展開やカナダ社会の福祉型国家への移行という情勢変化の中で、自律的な土地利用の展開が閉塞状況に陥っている現実が明らかとなった。特に、カナダ政府が居留地に適用した疑似的な私的土地所有制度や居留地内外で進展した商業的森林伐採が先住民社会に大きな混乱をもたらした。また、財産権（土地権）を支持する権威機構はカナダ法制度と先住民の慣習や世界観との相克によって二重構造化し、その力関係が時々の歴史環境の中で変転してきた。

今日では、政府資金の分配を基軸としてリルワットとカナダとの関係が規定され、それが依存体質を先住民社会の中に固定化させると同時に、「カナダ派」「伝統派」といった内部対立の要因となって自律的發展を阻害している。

キーワード：財産権、コモنز、慣習法、先住民土地権、社会変動、カナダ先住民

1. 研究目的および方法

「持続的発展」が展望される現在、再生可能な天然資源の利用・管理の方策として、伝統的なコモنزの果たす役割が再考されている（Berkes, et al., 1989）。伝統的コモنزの特徴である資源利用の長期性や生態学的な適応性を現代に生かそうとする試みである。しかしながら、伝統的ということは静態的であることを意味しない。伝統的なコモنزやコモنزを維持してきた共同体社会は、市場経済がグローバル化し、政治システムが統合・一元化する過程の中で大きく変質を迫られてきた。将来の資源利用のあり方を展望するにあたっては、コモنزを取り巻く変動過程を整理・理解しておくことが不可欠である。

本研究では「財産権」を視角として、コモنزやその母体である共同体社会の変動を記述する。特に、共同体と近代社会とが交錯する過程で生起する問題の一端を整理し、両者の共存の可能性を展望したい。事例として、「西洋近代化・資本主義化と共同体社会」あるいは「国家的統一と民族の自立」という観点から一つの典型を示すカナダ先住民リルワットネーション（Lil'wat

根本：カナダ先住民と土地財産権

Nation)⁽¹⁾を取り上げ、その居留地において生起してきた問題を整理する。

調査は参加型の聞き取り調査法を採用し、約8ヵ月間（1994年3-11月）現地に居住して人々と生活を共にした。同時に、議事録の解読など文献調査法を併用し、聞き取り調査法と相互照会することで記載事項の信頼性を高めた。さらに、調査結果の概要を文書として複数のリルワット先住民に読んでもらい、この調査で示した事象の説明が彼らの主観的な歴史認識、事実認識に対立しないことを確認した。

2. 理論的・歴史的枠組み：財産権と先住民居留地

マクファーソンは財産権（property rights）を定義して「財産権とは何らかの便益に対する強制的な請求権であり、その強制力は社会や国家の権威の下で保証され、慣習や因習あるいは法等の諸制度を通して実現するもの」（Macpherson, 1978:3）としている。伝統的なカナダ先住民の社会では土地に関わる慣習・慣行と権威（先住民の社会組織・世界観）とを構成要素とする財産権（土地権）が成立していた。一方、ある社会の財産権の様態は「社会構成員の一部、または全体の目的に合致するように構成される」（Macpherson, 1978:13）ことで当該社会における富の分配様式を決定する。したがって、財産権変動の背景には、財産権の変動を引き起こすことが可能な主体の構成や性格に変化があるか、あるいは、それら主体が追求する目的自体の変化が生起していると考えられる。

先住民の土地権の変動では、カナダ社会と先住民社会との間での「主体」（権威の所在）をめぐる対抗関係と、「目的」の変動を引き起こすような社会経済的要因の双方に注目しておく必要がある。特に、コモنزのような共同体社会と不可分に結びついた財産権の変動を記述する際には、サムナーが強調する権利が存在するための論理—何のために共同社会が存在するのか、何のために共同社会はルールを持つのか、何のためにルールは特定の個人・集団に権利を保障するのかという問題（Sumner, 1987）にも注意を払う必要がある。

本研究で取り上げるリルワットネーションの伝統的領域（テリトリー）はブリティッシュ・コロンビア（BC）州南西部の内陸山間部に約50km四方に広がり、サケの遡上の多いことで知られるフレーザー川の支流や湖、あるいは氷河に覆われた山岳地帯をその領域内部に抱えている。伝統的領域には定住集落やキャンプ地等の居住空間の他に、狩猟や漁労、採取等に従事する経済的な空間、あるいは瞑想や精神修練のためのスピリチュアルな空間が含まれていた（Teit, 1906）。こうした領域は民族間の戦闘等を通して確定されてきたものであり、内的な土地利用等に関わる規制には、長老やシャーマンを含む社会組織全体が権威として機能していたと考えられる。こうした権威を支える先住民の世界観は、日常的な伝承、歌謡や舞踊などの象徴的な表現形態の中で再生産されていた（Hallowell, 1964）。

このリルワットの領域に欧州人が足を踏み入れるのは19世紀の前半、当初は毛皮交易を目的としていた。その後、1850年代にはゴールドラッシュが起こり、リルワットは北へ向かう砂金掘りたちの主要路となる。この時期までの欧州人と先住民の関係は相互に有益な関係（Fisher, 1992）

であり、白人による先住民の社会や文化の意識的・強制的な改変はなかったとされる。但し、リルワットには19世紀前半には海岸部で発達していた土地資源の所有制度が（Alexander, 1992）、1850年代にはジャガイモ栽培などの農耕も伝播し（Decker, et.al., 1977）、19世紀の末までには交易の増大に対応したトラップライン⁽²⁾の形成等、土地資源利用の内的な展開がみられた。こうした農耕や交易の増大による富の蓄積と偏在に伴って、社会構造や財産権の構造に変化が生じたことは予想される。

19世紀後半になるとカナダ社会はより抑圧的な形でリルワット社会をとらえ、リルワットの伝統を背景にした財産権の枠組みは脅かされ始める。1871年にBCがカナダ連邦に参加し、州内の土地資源に対する管轄主体となると、BC政府は先住民との間に条約がないまま土地の収奪を先導する⁽³⁾。カナダおよび州政府は居留地を設定してカナダ社会から先住民社会を隔離する一方、宣教師などを介した先住民のキリスト教化、英語化といった同化政策を進めることになる。特に先住民の子弟を親元から離し、教会が運営する寄宿学校に強制的に連行して進めた西洋化教育は（その一部は1960年代まで続いた）、先住民のアイデンティティーを掘り崩すことに大きく貢献した（Miller, 1996）。

こうした抑圧に対して先住民は単に座して耐えていたわけではない。今世紀初頭にはBC州各地で先住民の権利回復の運動が起きた。リルワットも運動の一翼を担い、1911年には近隣12部族と共同で「リロエット宣言」を採択している。そこでは伝統的テリトリーは部族間の戦闘を通して彼らの祖先が血を流して守ってきた彼ら固有の「所有地」であり、その事実は白人が渡来した現在も何の変わりもないこと等、彼らの伝統的なテリトリーに対する権利を高々と謳い上げている（Drake-Terry, 1989）。しかし、こうした先住民の動向に対してBCおよびカナダはさらに抑圧的な姿勢で対応する。特に1927年までに完成をみる一連のインディアン法の改定では、先住民の舞踊・歌謡などの儀式的な行為や先住民の集会そのものが禁じられた⁽⁴⁾。こうして大部分の先住民は日常的には居留地の枠内に止まり、限られた環境の中で生活していくことを余儀なくされることになった。

リルワットでは1900年の前後に、隣接する10ヵ所に居留地が設定されて今日に引き継がれている。面積は合計で約2700ha。現在まで地目構成等の詳細な測量はなされていないが、その概況は1982年にリルワットが主体となって策定した土地利用計画から類推できる（表1）。また、人口は19世紀後半に持ち込まれた天然痘等のために大幅に減少したが（Boyd, 1994）、その後は自然増やカナダ政府の先住民の統合化政策等による社会増に伴って急激な増加に転じた。部族評議会の議事録等の中に散見される人口についての記録では、リルワットの居留地で生活する先住民人口は1915年に315人、1933年350人、1951年450人、1975年800人、1995年1,053人と推移している。

そもそもカナダの居留地制度は1876年のインディアン法によって制度化されたものであり、「居留地とはカナダがインディアンの利用、便益に資することを目的に保留する土地」として規定され、カナダ政府インディアン省は居留地の処分や経営管理において排他的な権限を持つことが明示されている。インディアン法では、先住民はカナダに庇護されるべき民族という認識を基礎としているために、先住民が独自に土地の経営管理を管轄できるような法体系をとっていない

根本：カナダ先住民と土地財産権

表1 リルワット居留地土地利用計画（1982年）

地目区分	面積(ha)
農耕地	820.0
経営森林地	398.0
環境保護地	188.0
牧草地	552.0
二次林、草地を含む原野	540.0
森林	64.0
野生動物保護地	56.0
水源涵養地	96.0
商業的キャンプサイト	4.0
ロデオ・グラウンド	5.0
ピクニック・サイト	2.5
ニュータウン建設サイト	60.0
居住地	7.5
商業地	1.5
産業用地	4.0
採石場	36.0
公共施設	2.5
バンド・キャンプサイト	5.0
合計	2,740.0

Source: Mount Currie Reserve Lands - Land Use Plan 1982

のである⁽⁵⁾。しかし、こうしたカナダの法制度上の枠組みとは別に慣習的な先住民の土地利用実態が認められており、カナダ政府もこれを黙認あるいは事後承諾している状況がある。

こうした「事実上」の土地利用は先住民の伝統的な権威体系をその背景としつつ、居留地という新たな領域の中で先住民が独自に作り上げた財産権制度としてとらえることができる。この内容を以下にみていくことにしたい。

3. 居留地における慣習的な土地利用

居留地の慣習的な土地利用ではバンド（部族評議会）がリルワットの団体的な側面を代表し、親族集団（過去の六つのクランをその原型としている）や各個人の土地利用行為を規制している。居留地の過半を占める森林や原野、牧草地、また公共的な施設等に使される土地はバンドランドと呼ばれ、バンドが団体として保有している。また、居留地には親族集団が保有する土地がある。これは居留地が設定される以前から1930年代の頃までに開墾され農耕地として利用されていた土地で、一つの親族内で継承利用されてきた土地である。しかし、1940年代以降はこの種の保有の新設はない。また、個人の保有地は個人が農耕や宅地のためにバンドランドを開墾した土地で1940年代以降に広がりを見せた。

こうした居留地の土地の保有や利用の性格をバンドと個人の関係という視点から分類してみた（表2）。この表で「利用」、「管理」、「所有」という概念を採用したのは慣習的な土地利用における権利のヒエラルキーを示すことを意図してのことである。ここで「所有」者とは「利用」「管理」の主体・内容の変更等について最終的に決定する能力を持った主体であり、「管理」者は「利用」の主体・内容の変更等を為す主体、「利用」者とは実際に資源にアクセス・採

表2 リルワット居留地における土地資源利用の構造

	「利用」主体	「管理」主体	「所有」主体
森林・造林地	個人・伐採業者	バンド	バンド
原野	個人	バンド	バンド
公共施設・公園	個人	バンド	バンド
放牧地	牛馬所有者	酪農委員会	バンド
親族所有地	親族内の個人	親族	親族・バンド
個人農地	個人	個人	個人・バンド
宅地	個人	個人	個人・バンド

取する行為主体である。

表2で特徴的なことは、バンドが「所有」主体の中心にあるということだろう。例えば、バンドランドである牧草地の「利用」者は馬や牛を所有する個人である（現在約20名）。これら牛馬の所有者は酪農委員会を作り、牧草利用の計画の策定をはじめ牧柵の設置や修繕など牧草地全般の「管理」主体となって自律的に活動している。しかし、土地利用を牧草地から別の利用に変えるのはバンドが最終的な判断を下す（「所有」者的役割）。

また、牧草地から牧草を刈り取るような場合には個人はバンドにその許可を求めている（740506: これ以降部族評議会議事録は6ケタの数字で表す日付（例: 1974年5月6日→740506）を添えて引用する）。あるいは、個人が開墾した保有地に対してもバンドは「所有」者的役割を果たしている。ある日の評議会では「アメリカに出稼ぎに行った A. Becker（仮名、以下人名は仮名）が3年以上消息を絶ち、当人が開拓、保有している土地が荒れている。当座、希望者を募ってその土地を耕作させて土地の荒廃を防ぐ」（660412）ことが決議された。

人口増加で住宅不足が問題となり始めた50年代以降、バンドでは「最近結婚した2組の夫婦が住居を探している。現在未利用の宅地保有者に土地譲渡を勧告する」（541204）とか「多くの若者が土地を開墾して宅地にしようとしている。将来の住宅不足に備えて、今後個人による宅地や農地の開墾は3エーカーを限度とする。また、皆が川岸に住居を持てるようバンドは川岸の切り払い作業をして環境整備をする」（740408）といった議論がみられた。この他、荒廃した個人保有の農地をバンドが没収したり（660412）、火事で焼けた2軒の宅地を保有者が利用していなかったことを理由に当人の意志を確認しないままバンドが3軒分の宅地として区画整理をした（650615）こともあった。

こうした事例が示していることは、バンド（団体）が構成員全体の便益に配慮していること。そして居留地における私的な活動がバンド（団体）の意向から自由ではないということである。この意味で居留地全体は総有的に管理運営されているということができよう。

しかし居留地全体が総有的な性格を一貫して保持しているとはいえ、その内部にいくつかの動きがある。居留地で進化してきた土地権の経緯を模式的にいえば、まず、バンドの構成員が総有的に管理するバンドランドの中から、自己労働による開墾という過程を経て個人利用・保有の萌芽が出てきたということ。そうした私的な行為は古くは親族（クラン）の中に包摂される方向（親族の土地）に向かっていたが、1940年代以降は個人「所有」の土地へと向かう方向が生まれてきたこと。さらに、1960年代以降はバンドによる直営の森林や農場の経営、造林地の設置、公

根本：カナダ先住民と土地財産権

園の設定等が進展してきたこと。これはバンド（団体）が構成員総体から分離して、公共団体的な性格を明確にしていく過程としてもとらえることができる。こうした土地はこの意味で公有地的な性格を持つことになり、団体による土地の管理・経営が構成員の利益とどのように結びつくかが問われるようになる⁽⁶⁾。

4. 居留地における土地権の変動

リルワットでは今世紀の早い時期から自給的な農業生産が展開し、狩猟・漁労・農業を軸にした経済生活が営まれていた。1930年代以降近隣に多数の入植者が入ると、リルワットの人々は農業労働者として雇用され始める。

50年代には居留地周辺の森林資源をめぐる伐採ブームが始まり、先住民は伐採労働者としてより広く雇用される。この過程では同時に自給経済の衰退が進行し、60年代以降に近隣の森林資源が枯渇して労働市場が縮小しても先住民は自給生活に立ち戻る選択肢を選ばなかった。以降、彼らの経済生活はカナダの福祉行政に大きく依存するようになる。こうした一連の経済構造の変動やカナダの先住民政策は、居留地における慣習的な土地制度にも大きな影響をもたらした。

4.1. 小商品生産に適応した慣習的な土地制度

リルワットは50年代に居留地周辺が採取林業資本に開発され、先住民が賃労働者として広く雇用されるまでは自給色の強い経済構造を特徴とした。電気・水道等の現代的住環境の基盤整備は50年代の後半に、都市部バンクーバー地区との間に自動車道路が開通するのは60年代に入ってからである。このように経済生活が比較的隔離されていた時期にはバンドは財産権制度のユニークな運用によって構成員個々の経済生活を補完していた。

例えば、1950年代には近隣に敷設されていた鉄道の拡張工事や修復等のために居留地内の木材が次のような要領で使われた。

「PGE鉄道会社は今年も我々の居留地から枕木を調達したい旨を打診してきた。今のところその量は明らかではないが村の売店では個人の枕木供出量に応じてクレジットで買い物ができることになっている。売店はPGEから直接代金の支払いを受けるものとする。枕木の切り出しを希望する者はバンドの承認の元に従事する事。なお、これは冬場の仕事のない時期の雇用保険に代わる措置として行うものとする」(541204)。

すなわち、バンドはバンドの森林を元手にして、鉄道会社、先住民経営の売店、仕事のない先住民の三者間を取り持つ森林の利用権を設定していたことになる。

また、60年代にはバンドはバンドランドを利用して牛舎を建築して酪農を普及・支援しようとしたり⁽⁶⁸⁰²¹²⁾、集団農場を建設して当時衰退期にあった農業活動の再興を試みた。集団農場ではバンドが機械設備や土地基盤整備をして住民の自由な農地利用を奨励したり、住民を雇用す

るバンド直営の農場経営も試みた。その直営農場では仕事のない先住民に対して仕事を供給することが第一の目的とされ、クローバーの種子の生産をはじめ、オオムギ、ジャガイモ、イチゴ等が販売を目的にして生産された（660324）。

森林利用は50年代までは自家用燃料材等の自己責任に基づく自給的利用が中心だった。しかし60年代になって失業問題が顕在化してくると、バンドは先住民個人に対して交換目的の森林伐採を小規模である限りにおいて認めるようになる。例えば議事録には「L. Regan に一積み荷分の米スギの伐採を許可する。地代は丸太1フィート当たり3セント。これは失業手当に代わる措置として承認する」（660324）とある。また、この時期には居留地内で先住民の個人が設置した初めての簡易製材工場ができており、バンドはその工場の経営を助けるために森林伐採を認めたこともあった。居留地の木材を有効利用することが村の経済発展にとって意義のあること（641204）という認識があった。

4.2. 慣習的な土地制度の混乱

居留地における慣習的な土地制度は、60年代を境として、その根底から揺るがされることになる。その第一の要因は土地保有そのものに交換価値が発生したことだろう。土地交換を想定した管理システムを備えていなかったコモنزは、この新しい状況に対応する能力を欠いていた。例えば、バンドを介さないまま個人間での土地売買が広範に行われた。土地登録がシステムとして管理されていないという問題も表面化する（720502）。バンドは土地売買の仲立になろうとした（750916）、土地の適正価格を設定しようとする（771216）等の努力はしたが、効果は上がらなかった。バンド会議（770312）における評議委員たちの次のような会話はその混乱の度合いを表している。

T氏「土地の売買は個人の問題。好きにさせておけばよい」

V氏「いや、そうではない。酒に酔って本人が自己の行為の意味がわからないまま土地を売っているケースもある。外部の白人にも土地が売り流されている。土地が誰のものかがわからなくなっている」

R氏「すべての土地の権利の移転はバンドを通さなければならない。それを唯一合法的なものとして管理する必要がある」

ところで、こうした混乱の遠因にはカナダ政府が居留地に導入したCP（土地所有証明）という擬似的私的土地所有制度があった。リルワットでは1957年以降CPの導入が計られている。導入にあたっては測量と区画整備がなされ、区画を占有する個人を確認した後、その個人を対象にCPという地券がカナダ政府によって発行された。しかしながら、CPが意図した私的「所有権」の確立は、慣習的な土地保有に取って代わる力はなく、両者は中途半端に共存することになる。先住民の多くは個人の土地への権利が法制度として安定化することを望んではいたが、CPでは私的利益を強調しすぎていて団体的な統括が不可能になるという認識があった。

他方、企業家的な野心を持った先住民にとってもCPを担保に金融機関と交渉することができないわけでもない。CP自体はカナダの一般社会との間に通用性・整合性の全くない、専ら居留地

根本：カナダ先住民と土地財産権

にだけ通用する擬似的な所有権でしかないのだ。こうなるとCPの意図する所が非常に不透明であったと言わざるを得ない。事実、当時の先住民の間にはCPの導入はやがて居留地の切り取りにつながるという猜疑心が生まれていた（当時、マスキューム等他の居留地ではインディアン省が先導した土地の貸し付けが進み、先住民が居留地から事実上排除されることもあった）。総じてCPは実効性の低いまま、居留地の土地利用に関わる権威の二重構造だけを改めて提示し、慣習的な権威機構を混乱させることに寄与したといえるだろう。なお、CPと慣習法との間の矛盾は、カナダの居留地における基本的な問題として先住民一般が認識している（DIAND, 1990）。

さらに、居留地における団体（バンド）の統制力を弱体化させたのは商業的な林業の展開である。1955年のインディアン法の一部改正は居留地内の森林資源の販売を可能としたが、60年代前半まではバンドは先住民個人の小規模、自給的な範囲の森林伐採に限って認めていた。外部資本の森林伐採の要求には森林資源の保護を理由に一貫して拒絶していたのである（650513）。しかし、60年代後半以降はバンドの防護壁としての役割は切り崩されて、居留地内の森林資源は外部資本の草刈場と化してしまう。

その先鞭となったのはリルワット先住民の内部から生まれてきた商人的な資本の活動であった。外部の採取林業資本（Canadian Forest Product, B & I Forest Product, North Inlet 等）は各々リルワット内部の先住民を雇い、彼らを交渉窓口としてバンドと森林伐採の契約を結ぶというシステムを確立した。また、この時期は居留地周辺でブームとなった森林伐採活動が一段落して、労働力として雇用されていた先住民の中に多くの失業者が生まれた時期とも重なった。居留地内の森林資源に対する伐採圧力が内外から高まっていたのである。

こうして大規模に進んだ居留地の商業的な林業の展開に対して、バンドはバンドによる統制力を回復させるための様々な試みを行った。例えば、少しでも立木に付加価値を付て販売することを目的にバンド経営の製材工場を建設した（760217）。あるいは、森林収入を基金として造林および経済振興に役立てようとする試み（740527）や立木代金を10フィート立方当たり5ドルから10ドルに倍増したりもした（740506）。

しかし、翌75年には10ドルから6ドルに引き下げられる（750217）等、これらの試みが成功することはなかった。急激な森林伐採圧に対するバンドの対応は付焼き刃的であり、交渉によって立木代金を十分に取得することも、森林収益を有効に利用するような経営手腕もバンドには不足していた。

こうして80年代の前半までには居留地の森林資源は枯渇し外部林業資本は居留地を去っていく。急激な産業化、先住民の賃労働者化や先住民自体の人格の個人化に伴ってバンドによる共同体的な規制が機能しなくなり、土地資源の荒廃を生んだといえよう。

4.3. リルワット土地法への模索

80年代に入る頃、リルワットではバンドの土地管理能力回復の前提として、慣習的な土地利用の仕組みを構成員の間で明確にする必要性が認識されていた。やがて、彼らの中に慣習法を成文立法化しようとする気運が生まれ、1982年の住民総会ではリルワット土地法を確立することが全員一致で採択された（820714）。そこで選出された土地管理委員会は5年間の準備期間の後、

表3 「リルワット土地法」原案

A. 定義 1. バンドとはマウントクーリー（リルワットネーション）・インディアン・バンドを意味する。2. バンドカウンシル（部族評議会）とは選任された首長および評議委員を意味する。3. 親族とはバンドメンバーの曾祖父母、両親、配偶者、子供を意味する。4. 親族の土地とは親族によって継続的に占有・利用されてきた居留地内の土地を意味する。5. 土地管理委員会は部族評議会の議決で選任される委員で構成されこの法律の定める任務を遂行する。6. 土地管理専門委員は部族評議会に任命されこの法律の定める任務を遂行する。7. 土地登記事務係は部族評議会に任命されこの法律の定める任務を遂行する。8. 土地利用計画とは1982年に策定されたバンド土地利用計画を意味する。9. 居留地とはインディアン法でバンドの便益のために設定された土地の全体を意味する。 B. 土地区分 1. 居留地内の土地は土地利用計画に基づいて区分される。2. 土地利用計画の改定は部族評議会決議と住民総会の承認を必要とする。3. この法律の発効時に土地利用計画と対立する土地利用地は条項L（2）に従って取り扱う。4. バンドの土地に対する開発行為は土地利用計画に定められたものに限定する。5. バンドの土地の開発を希望するバンドメンバーは土地管理委員会に申請する。a. 申請者は希望する利用の内容、期間、期待する地代料金を申請書に明記する。b. 土地管理委員会は必要な場合、申請者との協議を持ち申請の検討・修正をする。c. 土地管理委員会は申請の承認・非承認の意志を部族評議会に報告する。d. 土地管理委員会は申請について経済開発委員会と協議を持つ。後者は地代料金の設定と土地利用内容等を勧告する。e. 土地管理委員会は経済開発委員会の勧告書を部族評議会に提出する。f. 部族評議会は申請に対する意志を最終決定する。非承認の場合、議決後6ヶ月間は同様の土地開発の申請はできない。6. 居留地の木材の伐採には土地管理委員会の承認が必要である。a. 伐採を希望する者は土地管理委員会に申請する。b. 商業伐採では土地管理委員会は経済開発委員会が定める立木代金を徴収する。c. 伐採申請が土地管理委員会に拒否された場合、申請者は30日以内に部族評議会に再審査の請求ができる。 C. 放牧地 放牧地は酪農を営むバンドメンバー全員の自由な利用に供される。但し、放牧地の改良等のために必要と認められる場合、部族評議会は放牧地を閉鎖することができる。 D. 親族の土地 1. 居留地内の土地登記は全てこの法律が統括する（インディアン法の「土地所有証明」は無効）。2. 親族の土地の移動は土地登記事務係の承認を必要とする。3. 土地登記事務係は次の条件に照らして親族の土地の移動を承認する。a. 親族の土地は土地登記事務係が親族全員の同意を確認しない限り親族以外に移転されない。b. 土地登記事務係は同一親族内の土地の移動を承認する。c. 親族の土地の移動先はバンドメンバーに限る。d. 親族の土地が未利用の場合、バンドメンバーはその土地利用を土地管理専門委員に申請できる。専門委員は勧告案を含んだ報告書を作成し土地管理委員会に提出する。土地管理委員会は当該親族に面接しその意志を確認する。親族の同意を得られる場合、土地管理委員会は部族評議会に報告し部族評議会は最終承認をする。4. 歴史的土地利用の記録 a. 親族の土地が論争を含む場合、その移転は承認されない。b. 土地移転を希望する個人は自己の行為内容を十分に理解する必要がある。c. 親族の請求で土地管理専門委員は当該親族の土地領域を明示する。d. 土地管理専門委員は必要な場合、残存文書や聞き取りにより土地の経歴を調査をする。e. この調査で土地論争が認められる場合、土地管理委員会は論争当事者と面接し論争の調停に努める。これで論争解決に至ると土地管理委員会はその旨報告書を作成し部族評議会に提出する。異議のあるバンドメンバーは60日以内に部族評議会に対して再審査請求する。f. 論争が認められる土地で一方の当事者が他方の同意の下に土地改良し土地の価値を高め、かつ、その土地の後者への帰属が決定した場合、後者は前者に差額補償をする。 E. 土地担保 部族評議会の同意がない限り、居留地のいかなる土地も担保として利用できない。 F. 土地登記書 第一登記書は個人間の土地の移動や土地論争解決の際に、第二登記書は居留地内の土地利用申請に使われる。 G. 過渡的措置 この法律が発効する以前にインディアン法による「土地保有証明」を受けている土地はこの法律の下に再登記する。居留地内の全ての土地利用はこの法律が一元的に管理する。 H. 土地の接収及び道路 1. 道路、上下水道等、公共施設設置のために土地が接収される。この場合、土地管理専門委員は部族評議会の承認の上、土地接収の対象となる個人、親族に土地接収の同意に努める。2. 居留地内の全ての土地、全ての道はバンドメンバーの通行に供される（個人が特定目的で造成した道は例外）。柵や門等、通行を妨げるような構造物の構築には部族評議会の承認を必要とする。 I. 部族評議会の雇用者 部族評議会が雇う非バンドメンバーは、評議会との契約の上、居留地内に居住できる。 J. 居留地利用の高度化 バンドは農地利用、建物の建設・利用等、居留地全体が高度に利用されるべきことをここに宣言する。 K. 土地論争 1. i. 親族内の論争、ii. 親族間の論争、iii. 部族評議会と親族、個人との論争、における論争解決の手続きを確立する。2. 手続きの確立は土地保有を明確化し論争当事者以外の干渉の排除を目的とする。3. 土地管理専門委員は、論争当事者と協議し、論争内容を地図および文書で示し、論争の焦点を明確化する。4. 上で論争が解決しない場合、部族評議会と土地管理委員会から構成されるパネルが召集される。パネルは論争当事者と会合し、その論点を審査し論争解決に努める。5. 上記3または4で解決された論争は、土地登記を経て、その帰属が確定する。6. 土地論争を含む土地の移動は承認されない。7. 土地登記事務係は居留地内の土地全てに関する文書を管理する。そこには州道や電線等で州が接収した土地の記録や測量計画に関する文書等を含む。 L. 執行 1. この法律は部族評議会の議決で発効する。2. この法律に違反する行為が認められた場合、部族評議会は当人の評議会出席を勧告し、必要な場合、居留地に対する当人の土地権を剥奪する。この刑罰はその後の住民総会で報告され総会の名において承認される。
--

1986年に「リルワット土地法」の原案を作成する（表3）。

この法律案で注目されるのはリルワット土地法の権限がCPに代表されるカナダ政府インディアン省の居留地行政に関わる権限に優越することを明示したことだろう。この土地法では土地管理のための専門機関を設置した上で、バンド（部族評議会）を最高の議決機関に、住民総会を最終の承認機構として位置づけた。内的な規制については、先に示したように個人の土地利用行為等に対する団体（バンド）の「所有者」的な役割を重視している。また、親族グループの間にはバンドが親族の問題に干渉することを問題視する人々もあり、土地法では「親族の土地」における親族の自律性に一定の配慮を示している。

根本：カナダ先住民と土地財産権

しかし、これだけ力を注いで練ってきた法律案だが、未だに法案は案のまま住民総会での承認を通過していない。その理由の一つは、この法律がリルワットの内的な秩序を再興し得るとしても、現時点ではリルワットの慣習的な立法をカナダ政府やカナダ社会一般が許容する見込みはないためだ。土地利用が商業的・企業家的な動機で動くことが多くなる中で、リルワット土地法が外部社会との通用性を保障できないなら、やがては法律運用に限界が訪れることは明白と多くの人が考えている。

また別の理由は、そもそも土地法を作る主要な動機が土地の帰属をめぐる混乱の解決にあったが、この土地法によって既得権益を奪われかねない人々が新たな土地論争に加わり始めたためである。一つの区画の土地利用の歴史を溯ると複数の人が何らかの形で関与している場合が多いが、それが文書として残っていることは極めて希である。記憶に頼るといっても限界があるのだ⁽⁷⁾。リルワット土地法の成功には、こうした諸問題に対して明確な見通しを立てることが条件となろう。

5. 財産権（土地権）の現状：権威の二重構造が帰結したこと

財産権が社会的な権威の上に成立することは最初に述べた。居留地において発現・進化してきた慣習的な土地権もリルワット先住民社会の内的な権威機構を背景としている。しかし、リルワットの権威機構は現実の歴史環境の中では常にカナダという国家の権威機構との競合にさらされてきた。ここに権威の二重構造が生まれることになるが、両者の力関係は時々の時代環境の中で大きく変転してきた。二者の関係は政治的な場面ばかりではなく、経済的、社会的、文化的なあらゆるチャンネルを通して形成されてきた。

カナダによる百年来の同化政策は、財産権という視点では先住民の権威機構の源である世界観の破壊を進めた。一方、そうした歴史的な潮流に対する先住民側からの反発は70年代に活発化した。当時、北米全域で展開した先住民の社会運動やそれに連なるカナダ先住民の土地請求運動では先住民的な世界観の再構築が運動の重要な構成要素になった。言語の保存・回復、歌謡・舞踊・装飾や伝統儀式の発掘、あるいは伝統技術、伝統的なライフスタイルの復興等、広範なソフト分野がセットとして追求された。これらが民族の新しい求心力を創造したという側面がある。

リルワットでも70年代中盤以降、新たな求心力を背景として伝統的なテリトリーや漁業・狩猟に対する権利闘争が急展開した。それは時に武装闘争の様相も帯びる急進的なものであり、事実、リルワットでは75年、90年と二度にわたる道路封鎖や機動隊との衝突を経験している（Nemoto, 1998）。リルワット土地法の模索なども、リルワットにおける社会運動の一環として進展した面がある。

一方、近年のカナダ政府は多文化主義を国是に先住民の文化の回復にも積極的に取り組んでいる。先住民社会を頭から押さえつけるような明白な同化政策は終焉したかにみえる。実際、カナダが福祉型社会を標榜して現在に至る過程では、先住民の経済的困窮を認識して真摯に援助したことも確かであろう。多くの予算が先住民救済のために支出されてきた。また、先住民の自律を

表4 バンド組織の肥大化

西暦	バンド (部族評議会) 組織
1955	1 首長, 5 評議会委員体制 (それまでの3評議会委員から増加)
1959	秘書の採用
1961	1 首長, 6 評議会委員体制
1965	1 首長, 7 評議会委員体制
1966	首長と評議会委員へのサラリー支給を開始
1970	バンド・マネージャーの雇用開始
1971	バンド教育管理委員会を設置
1972	簿記会計掛の設置
1973	5 つの専門委員会 (住宅委員会、経済開発委員会、保険・福祉委員会、教育委員会、文化・レクリエーション委員会) を発足
1974	経済開発会議を発足、長老会議の発足
1976	1 首長, 9 評議員体制、バンド・マネージャー教育のためにインディアン省からアドバイザーとトレーナーが出向、バンド受付の採用、バンド会計士を雇用、土地請求交渉委員会の設置
1977	バンド人材開発トレーニングプログラムの導入
1980	バンド・プランナーを雇用
1981	1 首長, 10 評議会委員体制、リルワット部族裁判所の設置
1983	10 種類の専門委員会に拡大 (リルワット政府と法律および土地請求委員会、レクリエーション委員会、教育委員会、社会開発委員会、住宅委員会、土木委員会、教育開発委員会、渉外委員会、財政委員会、土地管理委員会)
1984	土地委員会の新設
1985	1 首長, 12 評議会委員体制
1990	リルワット部族警察の発足

促すとして、教育や福祉、住宅建設等に関わる権限および予算を中央のインディアン省からバンドレベルに降ろす行政改革も行った。

しかしながら、こうした近年のカナダの先住民政策が結果としてもたらしたものは、生活保護を受ける先住民が80%にも及ぶような極端なカナダへの依存構造であり、中途半端な権力の委譲に伴うバンド組織の官僚化 (表4) と財政資源の配分をめぐるバンド内部の権力闘争である。事実、バンドの取り扱う予算は年間Can \$ 2000-7000規模 (50年代) からCan \$ 200-300万規模 (70年代後半以降) へと急激に増大した。

リルワットの人々は、カナダの先住民政策が結果としてリルワット社会を分裂に導き、先住民の社会運動を収縮させたという現状認識を持っている。80年代には官僚化したバンド組織の改革がリルワットでは大きなテーマとなっていた。例えば、バンド組織は行政サービスに関わる事務的な事項のみを担当し、政治的な意志決定は伝統的なファミリーヘッドシステム (親族の長の会議による意思決定法) を復活させようとする動きもあった (830130)。こうした発議は現在に至るまで繰り返さされているが、現実には機能させるのは困難なようだ。ファミリーヘッドシステムにしても過去の六つのクランの議決システムの焼き直しだが、それが機能していたのは百年以上も昔のことである。現在、各個人は一体どこのクランに属するのか、クランの意志決定の方法とはどういうものだったのか等、その基礎となる知識さえ共有されていない (850113)。また、経済の依存構造が一度安定化してしまうと積極的に現状を変革しようとする動機が萎んでいくことも事実だろう。

70年代の急進的な運動の中核を担っていた人の多くは、未だ「伝統派」として変革を目指しているが、その支援者は確実に減少している。今ではバンドの中核にはカナダとの現実的な対話を重視する「カナダ派」が独占し、また、個人の活動では軌道修正が不可能なほどに官僚化が進ん

根本：カナダ先住民と土地財産権

でいる。現在の構造的な悪循環から脱却することは非常に困難な状況にある。

6. まとめ

本研究で明らかになったことは以下の諸点である。

- (1) カナダ先住民社会リルワットネーションでは、民族のアイデンティティーを根こそぎ奪われかねない歴史環境の中で自己の基盤としての共同体社会を堅持してきた。
- (2) リルワットでは、居留地という押し付けられた限定的な空間の中で、コモンズとしての総合的な土地利用システムを形成・発展させてきた。
- (3) リルワットにおける土地利用システムは自給的、あるいは小規模の商品経済の段階では比較的うまく機能した。
- (4) しかし、その後の自給経済の衰退、賃労働者化、土地の商品化、生活保護への依存といった一連の過程の中で、慣習的な土地利用のシステムは明らかに失敗した。
- (5) ただし、その失敗には財産権（土地所有と利用）の権威・権限に関わるカナダとの二重構造の問題が強く影響し、それが結果として土地資源利用と管理の自律的な展開を閉塞状態に導いた。

こうしたリルワットの事例は、コモンズが現代の文脈の中で成立するための要件が国家体制の問題にあることを示している。つまり、コモンズを形成するような共同体や地域社会の自律的な活動を国家システムがいかに包摂、陶冶し得るのか、さらに、それを可能とする国家意思がどう形成されるべきかという問題に直結している。リルワットの場合、今後コモンズが機能するためには権限の分割を含む大胆な政治構造の改革が必要である。

世界各地のコモンズや、その母体としての共同社会は、各々特殊・個別的な歴史環境の中で形成・進化してきたものである。コモンズが将来の資源管理の方策として展望されるとしても、各々の現実に対応した最も適切な道筋や戦略を組み立てることが重要である。

注

- (1) 「リルワットネーション」とは先住民自らが自律性を示すために用いる呼称であり、カナダ、インディアン省が先住民の末端行政組織として位置づけるマウントクーリー部族評議会（Mount Currie Indian Band）と同一の団体である。
- (2) 聞き取り調査によると、家族単位のトラップライン（毛皮交易を目的とした皮革獣狩猟のための排他的な領域）制度は北に隣接するチリコーチン・ネーション（Chilcotin Nation）から19世紀後半に伝播・成立した。
- (3) BC、ケベック等を除く各州では内容の正当性に問題があるものの先住民との間に条約を締結した。BCで1874年以降に確立する一連の土地法では開拓移民への土地譲渡や低額での売却を進め、森林資源も土地付きで私企業に譲渡・売却するという無軌道の開拓政策が進行した（Tennant, 1990）。
- (4) 1949年までイギリスの枢密院がカナダにおける最高裁判所の役割を果たしていたために、先住民がイ

- ギリスに直接訴えかけることをカナダ政府は警戒して、先住民が資金を集めること、法律家を雇用すること等の事項も禁じている。なお、1951年のインディアン法改正でこうした禁止条項は削除された。
- (5) カナダの先住民土地権に関する法環境は変転過程にある。現状では、最高裁 *Delgamuukw* 判決等によって、(a) 先住民土地権の認定は1763年の英国国王布告の適用を受けず、(b) コモンローに従って歴史的な土地の占有・利用の事実に依るとされる一方、(c) 先住民の土地に対する interests は主権や所有権には当らない一種の利用権であり、(d) ヨーロッパ文化に影響を受けた土地利用は先住民土地権とは認定されないとしている。裁判所は先住民土地権の具体化は行政主導の交渉に委ねるのが最善としたため、BCでは条約委員会が発足して部族やバンド単位での交渉が始まった。交渉最終段階にあるニスガ交渉ではその内容に関して内外からの批判は大きく、また、リルワットを含めた2-3割の先住民が一貫してBC主導の条約交渉を拒否するなか、ニスガ以下の交渉が進展するか疑問視されている。
- (6) リルワットにおける括弧付きの「所有」では、総有的な土地保有構造の中から生まれてきた団体の調停機能が特徴的である。後に団体と構成員が分離する方向に向かい、バンドによる強権的な土地利用関係が形成されるのは、後述するバンドの官僚化等の動きと符合している点に注意したい。
- (7) 例えば次のような不平がバンドに寄せられる。「私こと L. Miller は、父 R. Vicker から譲り受けた土地について私の権利が剥奪されることを恐れています。N. Regan が現在居住している土地は私が父から相続したもので、家屋部分だけが私の義姉 J. Miller の所有物でした。彼女はこの家屋を私たちの共通の父 R. Vicker から相続しています。義姉が死去した時点で彼女の息子 D. Grey がこの家屋の所有者になりました。D. Grey はこれを C. Grant に売却しています。この時に C. Grant は土地付きで購買したと思います。違いをしたのかもしれませんが。その後、C. Grant はこれを子供である N. Regan に残しましたが、それは家屋部分で土地は関係がありません。土地部分は一貫して私に権利があるのです。そもそも、父 R. Vicker はこの家屋と土地とを彼の母から相続しました。彼の母（私の祖母）は土地と家屋を B. Easton からニワトリの代金として譲り受けたそうです」（810914）。しかし、こうした話を裏付ける文書は何もなく、当事者の多くが他界している。こうした問題が相次いで起きている現状では、論争の解決は不可能に近い。

文献

- Alexander, D, 1992, "A Reconstruction of Prehistoric Land Use in the Mid-Fraser River Area Based on Ethnographic Data," Hayden, B. ed., *A Complex Culture of British Columbia: Traditional Stl'tl'imx Resource Use*, Vancouver: UBC Press.
- Berkes, F., D. Feeny, J. McCay and J. M. Acheson, 1989, "The Benefits of the Commons," *Nature*, 340:13:91-93.
- Boyd, R, 1994, "Smallpox in the Pacific Northwest: The First Epidemics," *BC Studies*, 101:5-40.
- Decker, F., M. Fougberg and M. Ronayne, 1977, *Pemberton: The History of a Settlement*. Pemberton, BC: Pemberton Pioneer Women.
- Department of Indian Affairs and Northern Development, 1990, *Lands, Revenues and Trusts Review: Phase II Report*, Ottawa: Minister of Supply and Services Canada.
- Drake-Terry, J, 1989, *The Same As Yesterday: The Lillooet Chronicle, The Theft of Their Lands and Resources*, Lillooet, BC: Lillooet Tribal Council.
- Fisher, R, 1992, *Contact and Conflict: Indian-European Relations in British Columbia, 1774-1890*, Vancouver: UBC Press.
- Hallowell, A. I, 1964, "Culture and Personality," P. B. Hammond ed., *Cultural and social anthropology*, New York: The Macmillan Company.

根本：カナダ先住民と土地財産権

Macpherson, C. B, 1978, *Property: Mainstream and Critical Positions*, Toronto UP.

Miller, J. R, 1996, *Shingwauk's Vision: A History of Native Residential Schools*, Toronto UP.

Nemoto, A, 1998, *Changes in Aboriginal Property Rights: A Chronological Account of Land Use Practices in the Lil'wat Nation*, Ph.D. dissertation. University of British Columbia.

Sumner, L. W, 1987, *The Moral Foundation of Rights*, Oxford: Clarendon Press.

Teit, J, 1906, "The Lillooet Indians," *Memoirs, American Museum of Natural History*, 2-5:193-300.

Tennant, P, 1990, *Aboriginal Peoples and Politics: The Indian Land Question in British Columbia, 1849-1989*, Vancouver: UBC Press.

付記

本研究は、カナダ、ブリティッシュ・コロンビア大学における筆者の博士論文作成の一環として行われた。リルワットでのフィールドワークに当っては、部族評議会に出席し、調査内容を説明した上で同評議会からの承認を得た。調査協力を頂いた部族評議会およびリルワットの人々、とりわけ、滞在先となったネルソンファミリーの皆様に感謝したい。

(ねもと・あきひこ)

1999年2月25日受理、1999年5月28日掲載決定

PROPERTY RIGHTS IN CANADIAN ABORIGINAL RESERVE SYSTEM: CHANGES IN LAND USE ACTIVITIES OF THE LIL'WAT NATION

NEMOTO Akihiko

JAPAN WOOD-PRODUCTS INFORMATION AND RESEARCH CENTER

1-7-12 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo, 112-0004, JAPAN

This study deals with the changing dynamics of land use systems in an indigenous community in British Columbia, Canada, namely the Lil'wat Nation. One of the key analytical tools is the concept of property, which clarifies the role played by authority and institutions as regulators and decision-making factors in land use management. Property has a strong relationship to various transitions in the life of Lil'wat people.

This descriptive study employs a combination of participant observation and archival research. The issue of authority arises in the power relationship between Canada and the Lil'wat Nation. Several historical events presented in this paper show how political and economic imperatives shaped their relationship, as well as the internal power relationship within the Lil'wat community. Rapid and important changes in the decision-making situation significantly affected land use projects on the reservation. A number of governmental initiatives created and perpetuated a state of dependency and dissension within the aboriginal community. Because land use practices cannot be viewed in isolation, this paper concludes by emphasizing the importance of political reform and decentralization.

Keywords and phrases: property rights, commons, indigenous land rights, social change, aboriginal peoples in Canada

(Received February 25, 1999; Accepted May 28, 1999)